

新潟産業大学における研究倫理教育の実施に関する規程

制定 令和3年2月10日

(目的)

第1条 新潟産業大学における研究活動の不正行為防止の観点から、研究倫理教育の内容及び実施方法等について、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象者)

第2条 研究倫理教育に係る受講対象者は、次のとおりとする。

1. 受講義務者：受講を必須とし、受講管理が必要な者
 - (1) 大学教育職員（特任教員を含む）
 - (2) 不正行為に係る通報窓口（コンプライアンス推進責任者）
 - (3) 研究支援関係部署の事務職員
 - (4) 大学院学生
 - (5) その他、研究倫理教育責任者が必要と認めた者
2. 受講推奨者：受講を推奨するが、受講管理の必要のない者
 - (1) 学部学生
 - (2) その他、研究倫理教育責任者が必要と認めた者

(教育内容と教材)

第3条 研究倫理教育の教育内容は、研究者等に求められる倫理規範を十分に修得させるものとし、教材等は次のいずれかのものを使用する。

1. APRIN eラーニングプログラム（以下「eAPRIN」という。）
2. 日本学術振興会が作成している研究倫理 eラーニングコース（以下「eL CoRE」という。）
3. 日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会が作成した、研究倫理教育教材
「科学の健全な発展のために-誠実な科学者の心得-」（以下「科学の健全な発展のために」という。）

(受講方法)

第4条 研究倫理教育の受講方法は、次のとおりとする。

1. 「eAPRIN」が実施するテストを受講、一定の点数を超えた場合に受講を修了したものとみなす。一定の点数は、当分の間 80 点以上とする。受講を修了した場合は、同システムから発行される受講修了証を研究倫理教育責任者に提出する。
2. 「eL CoRE」を選択した受講義務者は、当該教材を受講し、各章毎のテストを全問正解した場合に受講を修了したものとみなす。受講を修了した場合は、eL CoRE のシステムにより発行された受講修了証を研究倫理教育責任者に提出する。
3. 「科学の健全な発展のために」を選択した受講義務者は、研究倫理教育責任者に通読した旨を報告し、研究倫理教育責任者は通読したことを確認する。

(受講時期)

第5条 研究倫理教育の受講時期は、次のとおりとする。

1. 受講義務者は、原則として、本学に採用又は入学した年度に受講するものとする。ただし、採用の日が年度末に近い場合又は特別な事由がある場合には、特別な事由が終了した後等において、速やかに受講するものとする。
2. 受講義務者は、原則として、受講から 3 年毎に再受講するものとする。ただし、再受講する場合の教材は「eAPRIN」もしくは、「eL CoRE」のいずれかとする。

(受講の免除)

第6条 第5条第1号について、前職において受講した者で、本学に採用又は入学した日から遡って3年以内に次のいずれかに該当する者は、受講を免除することができる。

1. 「eAPRIN」を受講し、受講先のシステムにより発行された修了証を提出した者
2. 「eL CoRE」を受講し、受講先システムにより発行された受講修了証を提出した者

(未受講者への対応)

第7条 研究倫理教育責任者は、受講義務者の中に受講していない者がいる場合は、その者に翌年度までに受講させるものとする。

(受講管理)

第8条 研究倫理教育責任者は、受講義務者から提出された受講修了証又は通読の報告に基づき受講管理を行うものとし、受講方法及び受講状況を翌年度の4月末までに統括管理責任者に報告するものとする。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、経済学部教授会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、令和3年2月10日から施行する。

